

令和6年度 入湯税特別徴収の手引

宮崎市

入湯税の申告についてのお問い合わせ先及び申告書の提出先

〒880-8505

宮崎市橘通西1丁目1番1号

宮崎市役所 市民税課 諸税係

電 話 0985-21-1742

FAX 0985-38-9557

目次

1	はじめに	2ページ
2	入湯税の概要	3ページ
3	納税義務者	4ページ
4	課税免除	4ページ
5	税率	7ページ
6	徴収の方法	7ページ
7	特別徴収義務者	7ページ
8	特別徴収の手続	7ページ
9	延滞金・加算金	9ページ
10	経営申告書の提出	10ページ
11	帳簿(徴収原簿)の記載	10ページ
12	実地調査	10ページ
13	申告書等の記載例	11ページ
14	参考資料(法令の規定)	14ページ

1 はじめに

入湯税は、鉱泉浴場(温泉施設)の入湯客に負担していただく税金です。

入湯税の徴収につきましては、地方税法及び宮崎市税条例の規定により、鉱泉浴場の経営者の皆様に入湯客から徴収していただき、毎月、宮崎市に申告納入していただく「特別徴収の方法」によることとされています。

鉱泉浴場の経営者の皆様におかれましては、この手引をご覧ください、入湯税の徴収方法や申告納入の手続きについてご理解いただくとともに、入湯税の適正な課税・徴収にご協力いただきますようお願いいたします。

2 入湯税の概要

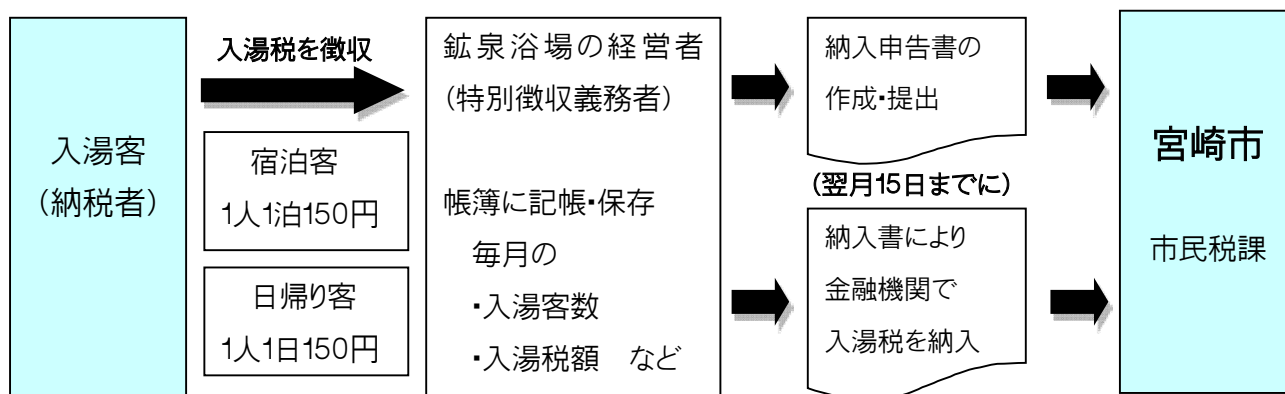
入湯税は、観光の振興に要する費用、環境衛生施設、消防施設その他消防活動に必要な施設の整備等に充てるための目的税で、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課税するものです。

入湯税の徴収については特別徴収の方法によらなければならないとされています。

(1) 宮崎市の制度の概要

納税義務者	鉱泉浴場(温泉施設)の入湯客
課税免除される方	<ul style="list-style-type: none"> ①年齢12歳未満の方(入湯行為の日の満年齢) ②共同浴場または一般公衆浴場(いわゆる銭湯)に入湯する方 ③市内に居住する65歳以上の方(入湯行為の日の満年齢) ④市内に居住する障がい者で、療育手帳、身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、被爆者援護法による認定書の交付を受けている方 ⑤学校教育の一環として行われる修学旅行等の行事に参加中の方 ※「団体利用に係る入湯税課税免除申立書」が必要です。 ⑥日帰り入湯に係る利用料金の額が1,100円(税込み)以下の鉱泉浴場に日帰り入湯する方
税率	<ul style="list-style-type: none"> ①日帰客 1人1日につき 150円 ②宿泊客 1人1泊につき 150円
徴収の方法	徴収については、特別徴収の方法(地方公共団体以外の方に地方税を徴収していただく方法)による。
特別徴収義務者	鉱泉浴場(温泉施設)の経営者
特別徴収の手続き	特別徴収義務者(鉱泉浴場経営者)は、入湯客から入湯税を徴収し、毎月15日までに前月分の入湯客数、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を提出するとともに、納入金を宮崎市に納入してください。
特別徴収義務者の申告	<ul style="list-style-type: none"> ①鉱泉浴場を経営しようとする方は、経営を開始する前日までに、必要な事項を記載した経営申告書を市長に提出してください。 ②「鉱泉浴場サービス提供実態調査表」を提出してください。 ③提出した経営申告書の内容に異動があったときは、直ちにその旨を記載した経営申告書を提出してください。
帳簿記載義務等	特別徴収義務者は、入湯客数などの必要な事項を帳簿に記載し、その帳簿を記載の日から1年間保存してください。

(2)入湯税納入の流れ



3 納税義務者

納税義務者は、市内の鉱泉浴場(温泉施設)において入湯した入湯客です。

※「鉱泉浴場」とは、原則として温泉法に規定する温泉を利用する入湯施設をいい、「温泉」とは、温泉法において「地中から湧出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガスで一定の温度又は物質を有するもの」とされています。

※温泉を外から運んでいる、いわゆる「運び湯」による温泉利用施設も入湯税の課税対象となります。

4 課税免除

次のいずれかに該当する方については、入湯税の課税が免除されます。

(1)年齢12歳未満の方

・年齢が12歳未満(入湯行為の日の満年齢)の方は、課税が免除されます。

(2)共同浴場または一般公衆浴場(いわゆる銭湯)に入湯する方

・「共同浴場」とは、寮、社宅、療養所等に付設され、日常の利用に供されるものをいいます。

・「一般公衆浴場」とは、地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される銭湯などの施設をいいます。

(3)市内に居住する65歳以上の方

・運転免許証、健康保険証等の身分を証明できるもので宮崎市内に住所を有することが明らかな65歳以上(入湯行為の日の満年齢)の方は、課税が免除されます。

(4)市内に居住する障がい者の方

・宮崎市内に住所を有する障がい者で、療育手帳、身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、被爆者援護法による認定書の交付を受けている方は、課税が免除されます。

(5) 学校教育の一環として行われる修学旅行等の行事に参加中の方

- ・学校教育法第1条で規定する学校のうち大学以外を対象とします。具体的には、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校です。したがって、いわゆる専門学校(専修学校、各種学校等)や海外の学校の生徒等は、学校行事であっても免除の対象になりません。
- ・修学旅行等の行事とは、スポーツ大会、合宿等を含みます。
- ・様式第3号「団体利用に係る入湯税課税免除申立書」を利用団体から提出(学校等から提出された様式で同様の内容が確認できるものでも可)していただく必要があります。なお、当該申立書は市に提出していただく必要はございませんが特別徴収義務者において保管しておいてください。※13ページ参照
- ・「参加中の方」とは、生徒をはじめ、学校教育上の観点から生徒の引率を行う学校関係者や、心身の障がい等により介助を必要とする生徒の介助をする看護師や保護者等です。旅行業者の添乗員やカメラマン、単に同行している保護者などは該当しません。

(6) 日帰り入湯に係る利用料金の額が1,100円(税込み)以下の鉱泉浴場に日帰り入湯する方

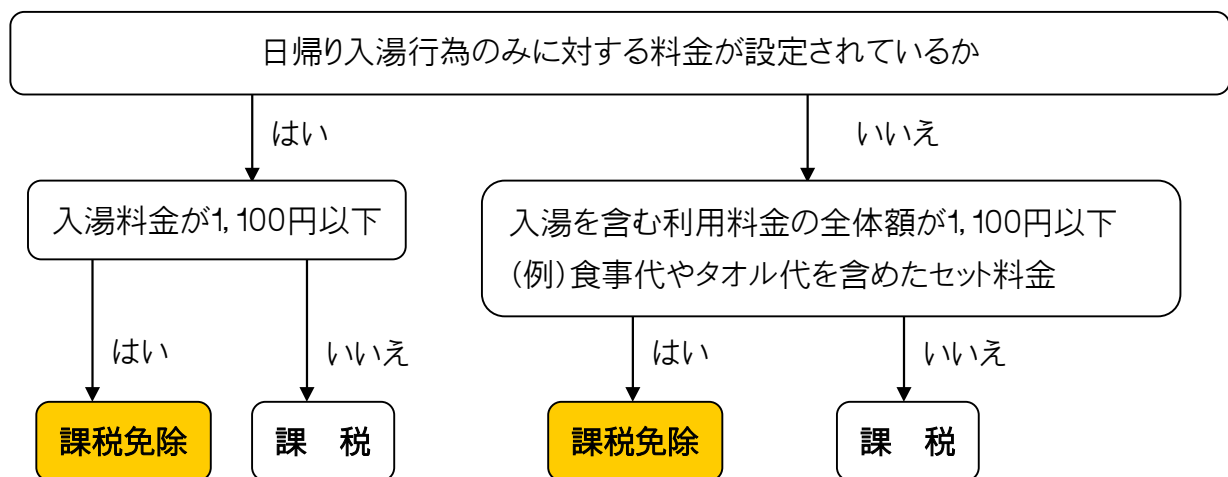
- ・「利用料金」とは、入館料、休憩料、入湯料等の名称にかかわらず、当該鉱泉浴場で入湯するために必ず支払う必要がある料金を合計したものをいいます。

【日帰り入湯の利用料金の取扱い等について】

項 目	取扱い等
①日帰り入湯に係る利用料金が曜日等によって異なる場合	入湯客が実際に支払う額で判断します。 (例) 税込みの利用料金が平日は1,100円、 休日は1,200円のと看平日の入湯税は免除されますが、 休日の入湯は課税の対象となります。
②回数券の場合	回数券の税込みの販売額を当初の利用可能回数で割って得た金額(=1回分の金額)が1,100円以下の場合に入湯税は免除となります。
③日帰りの入湯において、無料券や割引券を使用した場合	無料券での入湯は、利用料金が0円ですので入湯税は免除されます。 割引券を使用した場合は、割引後の利用料金として入湯客が実際に支払う額が1,100円以下であれば、入湯税は免除となります。

<p>④貸切風呂(家族風呂等)の場合</p>	<p>日帰り客に貸切風呂を提供する場合や、温泉付き宿泊部屋等を一定時間休憩室として提供する場合は、その利用人数が把握できない場合は課税対象は最小人数(1人)とし、その利用人数が把握できる場合は1室の利用金額を利用人数(幼児等もとから入湯料金を徴収しない方は除く。)で割った額により入湯税の課税、課税免除を判断します。</p> <p>(例) 1室3,000円の貸切風呂を3人で利用した場合 $3,000円 \div 3人 = 1,000円$ (1,100円以下)となりますので、入湯税は免除されます。</p>
<p>⑤セット料金の場合</p>	<p>タオルや食事等がセットになっているセット料金の取扱は次のとおりです。</p> <p>ア) 日帰り入湯のみの利用が可能な場合 (セット料金等でなくても日帰りの入湯ができる場合)</p> <p>日帰り入湯のみの利用が可能な場合は、日帰りのみの利用料金が明示され、その料金が1,100円(税込み)以下の場合は入湯税は免除されます。</p> <p>イ) 日帰り入湯のみの利用ができない場合 (セット料金等でないと日帰りの入湯が利用できない場合)</p> <p>日帰り入湯のみの利用ができない場合は、セット料金の価格を利用料金とみなしますのでセット料金の価格が1,100円以下の場合に入湯税が免除されます。</p>

(参考) 日帰り入湯において、入湯と食事等のセット利用料金が設定されている場合の取扱



5 税率

宿泊客 1人1泊につき150円

日帰り客 1人1日につき150円

- ・同一の鉱泉浴場であれば、入湯回数を問わず、宿泊客は1泊につき、日帰り客は1日につき1回入湯税が課税されます。
- ・複数の鉱泉浴場において入湯する場合にはそれぞれの鉱泉浴場ごとに課税の判断がされます。

宿泊客から病気等により入湯できない申出があった場合の取扱

入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対して課税されるものですので、特殊な事情等により入湯できない場合には入湯税を徴収することはできません。したがって、入湯税をあらかじめ預かっているときには、ご返金いただく必要が生じます。この場合、納入申告書の「課税対象者(人)」には加えないようにお願いします。

入湯しているかどうかの判断については、宿泊客が入湯されないということは一般的に考え難く、また、個々の利用客が入湯されたかどうかを個別に把握することは現実的には困難と考えられます。このことから、実務的には、入湯していないという申出がない限りは、入湯したものと推定して入湯税を徴収することとしてください。

6 徴収の方法

入湯税の徴収は特別徴収の方法によります。

特別徴収とは、法律及び条令に基づき指定された特別徴収義務者の方に、納税義務者から税金を徴収していただき、宮崎市に納入していただく方法です。

7 特別徴収義務者

特別徴収義務者は、鉱泉浴場を経営されている方です。

8 特別徴収の手続

(1) 納入申告書の提出 ※ 11ページの記載例参照

特別徴収義務者(鉱泉浴場の経営者)は、入湯客から入湯税を徴収し、毎月15日までに前月分の入湯客数、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を宮崎市に提出してください。納入申告書が郵便又は信書便により提出されたときは、郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日に提出があったものとみなします。

提出期限後に納入申告書の提出があった場合には、不申告加算金が課されることがありますので、必ず期限内の申告をお願いします。

(2) 納入書による納入

納入金については、毎月15日までに納入申告書に記載した前月分の徴収税額を、次に記載する納入場所で納入書により納入してください。

なお、納期限が、日曜、祝日、その他官公庁の休日の場合には、翌日を納期限として取り扱います。

【納付場所】

(令和6年4月1日時点)

銀行	宮崎銀行、宮崎太陽銀行、福岡銀行、肥後銀行 大分銀行、鹿児島銀行、西日本シティ銀行、南日本銀行
信用金庫等	宮崎第一信用金庫、高鍋信用金庫、九州労働金庫
農業協同組合	宮崎県農業協同組合(宮崎市および国富町内に限る) 宮崎県信用農業協同組合連合会
漁業協同組合	九州信用漁業協同組合連合会(宮崎県内に限る)
ゆうちょ銀行及び郵便局	九州内(沖縄県を除く)のゆうちょ銀行及び郵便局
宮崎市役所	納税管理課又は各総合支所、各地域センター

入湯税を申告・納入しなかったらどうなる？

法律及び条例の規定により、特別徴収義務者は、毎月15日までに前月分の入湯客数、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を提出するとともに、前月中に徴収した入湯税を納入しなければならないこととされています。

期限までに申告がなされなかったり、過少な申告をされた場合には、加算金が課されることがあります。また、期限までに納入がない場合は、税金のほかに延滞金を納めていただくこともあります。

期限までに納入されず、督促があってもなお完納されない場合は、他の特別徴収義務者との公平性の観点から、財産の差押え等の滞納処分を行うことが必要となりますので、適正な申告納入をお願いします。

9 延滞金・加算金

(1) 延滞金 (令和6年1月1日～令和6年12月31日の割合)

納期限内に納入されない場合は、次の割合を乗じた額の延滞金が課されます。

① 納期限の翌日から1月を経過する日まで(年2.4%)

※本則の年7.3%より低い割合である、本年の延滞金特例基準割合(1.4%)に1.0%を加算した割合(2.4%)を乗じて計算した金額。

② ①の翌日以降(年8.7%)

※本則の14.6%より低い割合である、本年の延滞金特例基準割合(1.4%)に7.3%を加算した割合(8.7%)を乗じて計算した金額。

※延滞金特例基準割合:銀行の短期貸出約定平均金利を基にして財務大臣が示す割合+1%

(2) 加算金

過少な申告があった場合には過少申告加算金が、期限までに申告をされなかった場合には不申告加算金が課されます。加算金が課される割合は以下のとおりです。

区分	加算金が課される場合	加算金の割合
過少申告 加算金	期限までに申告があり、その税額が実際の税額より少ないため、更正があった場合 (法第701条の12第1項)	不足税額×10% (不足税額のうち、期限までに申告した税額又は50万円のいずれか多い金額を超える部分については、5%を加算)
不申告 加算金	期限後に申告があった場合又は期限までに申告がないため、決定があった場合 (法第701条の12第2項第1号)	納入すべき税額×15% (納入すべき税額のうち、50万円を超える部分については、5%を加算(法第701条の12第3項))
	期限後に申告があり、その税額が実際の税額より少ないため、更正があった場合 (法第701条の12第2項第2号)	
	決定後に、その税額が実際の税額より少ないため、更正があった場合 (法第701条の12第2項第3号)	
	期限後に申告があった場合で、決定があるべきことを予知したものでないとき (法第701条の12第6項)	納入すべき税額×5%

重加算金	二重帳簿等によって故意に税額を免れようとした場合で、期限内に申告しているとき (法第701条の13第1項)	不足税額×35%
	不申告や期限後に申告があった場合で、二重帳簿等によって故意に税額を免れようとしたとき(法第701条の13第2項)	納入すべき税額×40%
加算金の加重措置	申告書の期限後提出又は更正決定があった日の前日から5年以内に不申告加算金および重加算金を徴収されたことがある場合 (法第701条の12第5項 ・ 第701条の13第3項)	上記加算金の割合+10% (期限後に申告があった場合で、決定があるべきことを予知したものでないときを除く)

10 経営申告書の提出

鉱泉浴場を経営しようとするときや、経営申告事項の内容に異動があった場合は、鉱泉浴場の施設の内容などについて、必要な事項を記入した「経営申告書」を提出してください。

※12ページの記載例参照

(1)新たに鉱泉浴場を経営しようとするとき

鉱泉浴場を経営しようとする方は、経営を開始する日の前日までに申告してください。

(2)申告した内容に変更があったとき

経営されている方や施設の内容、利用料金など、これまでに申告いただいた内容に変更があった場合には、直ちに申告をお願いします。

11 帳簿(徴収原簿)の記載

特別徴収義務者(鉱泉浴場の経営者)は、①毎日の入湯客数、②課税免除となる入湯客数、③課税対象となる入湯客数及び④入湯税額などを帳簿に記載し、1年間保存してください。

なお、帳簿につきましては、必要事項が網羅されたものであれば、任意の様式で構いません。

12 実地調査

鉱泉浴場に対しては、必要に応じて実地調査を行わせていただくことがありますので、ご協力をお願い致します。

13 申告書等の記載例

(1) 納入申告書

(様式第1号)

入 湯 税 納 入 申 告 書				
宮 崎 市 長 殿		令和 ○○年 ○月		
特別徴収義務者 個人番号又は法人番号 ○○○○○○○○○○○○				
所在地 宮崎市○○町○○番地				
氏名(名称) 株式会社○○温泉旅館 代表取締役 ○○ ○○				
市税条例第130条第3項の規定により、下記のとおり入湯税の納入について申告します。				
営業所所在地	宮崎市○○町○○番地	課税標準	850	人
営業の種類	○○業	担当者名	○○ ○○ (☎○○-○○○○)	入湯税額
			127,500	円

「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号(マイナンバー)又は法人番号を記入してください。なお、個人番号を記入する場合には、左側を1文字空けて記入してください。

(○) 月 分 入 湯 税 納 入 明 細 書									
日	課 税 対 象 者 (人)			税 額 (円)	課 税 免 除 者 数 (人)				
	宿 泊	日 帰 り	計		12歳未満	65歳以上	身障者等	修学旅行	計
1									
2									
3									
4									
5									
6									

日計表(内訳)の記入は任意です。

13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
計	390	460	850	127,500	120	110	5	80	315

(3) 団体利用に係る入湯税課税免除申立書(参考様式)

※同様の内容が確認できるものであれば
学校等から提出された様式でも構いません。

(様式第3号)

団体利用に係る入湯税課税免除申立書

令和〇年 〇月 〇日

宮 崎 市 長 殿

団体所在地
(または代表者住所) 〇〇県〇〇市〇〇町〇

団体名
〇〇県立〇〇高等学

代表者名
(または引率教師名) 〇〇 〇〇

修学旅行、子ども会の行事、老人クラブの行事、障がい者施設の行事等「団体」で利用する場合に、この申立書を提出することで個人の証明書等の確認は省略できます。

なお、この申立書は市に提出する必要はございませんが、1年間は各特徴義務者にて保管しておいてください。

入湯施設名称	宮崎〇〇温泉旅館			
入湯施設利用期間	令和〇年 〇月 〇日 から			
	令和〇年 〇月 〇日 まで			
行事及び内容	修学旅行			
利用者	利用者総数	〇〇 人		
	課税免除の対象者	修学旅行等	12歳未満	65歳以上
		〇〇 人	人	人
課税対象者	〇 人			

14 参考資料(法令の規定)

①宮崎市税条例

第3章 目的税

第1節 入湯税

(入湯税の納税義務者等)

第126条 入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する。

(入湯税の課税免除)

第127条 次に掲げる者に対しては入湯税を課さない。

- (1) 年齢12歳未満の者
- (2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者
- (3) 学校教育の一環として行われる修学旅行等の行事に参加中の者
- (4) 市内に居住する年齢65歳以上の者
- (5) 市内に居住する障害者のうち市長が別に定めるもの
- (6) 日帰りの入湯に係る利用料金の額が規則で定める金額以下の鉱泉浴場に日帰りで入湯する者

(入湯税の税率)

第128条 入湯税の税率は、入湯客1人1日について、150円とする。

(入湯税の徴収の方法)

第129条 入湯税は、特別徴収の方法によって徴収する。

(入湯税の特別徴収の手続)

第130条 入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者とする。

2 前項の特別徴収義務者は、当該鉱泉浴場における入湯客が納付すべき入湯税を徴収しなければならない。

3 第1項の特別徴収義務者は、毎月15日までに、前月1日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を納入書によって納付しなければならない。

(入湯税に係る不足金額等の納入の手続)

第133条 入湯税の特別徴収義務者は、法第701条の10、第701条の12又は第701条の13の規定に基く納入の告知を受けた場合においては、当該不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書に指定する期限までに、納入書によって納入しなければならない。

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第134条 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

- (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特

定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(2) 鉱泉浴場施設の所在地

(3) 前各号に掲げるものを除く外、市長において必要と認める事項

(入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等)

第135条 入湯税の特別徴収義務者は、毎日の入湯客数、入湯料金及び入湯税額を帳簿に記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、その記載の日から1年間これを保存しなければならない。

(入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿記載の義務違反等に関する罪)

第136条 前条第1項の規定によって、帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなくて記載をせず、若しくは虚偽の記載をした場合又は同条第2項の規定によって保存すべき帳簿を1年間保存しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の罰金刑を科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し同項の罰金刑を科する。

②宮崎市入湯税の課税免除に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宮崎市税条例(昭和30年条例第23号)第127条の規定による入湯税の課税免除について必要な事項を定めるものとする。

(入湯税の課税免除)

第2条 宮崎市税条例第127条第6号の規則で定める金額は、1,000円(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び地方税法(昭和25年法律第226号)第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税額に相当する金額を除く。)とする。

③地方税法

第四節 入湯税

(入湯税)

第七百一条 鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興(観光施設の整備を含む。)に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課するものとする。

(入湯税の税率)

第七百一条の二 入湯税の税率は、入湯客一人一日について、百五十円を標準とするものとする。

(入湯税の徴収の方法)

第七百一条の三 入湯税の徴収については、特別徴収の方法によらなければならない。

(入湯税の特別徴収の手続)

第七百一条の四 入湯税を特別徴収によつて徴収しようとする場合においては、浴場の経営者その他徴収の便宜を有する者を当該市町村の条例によつて特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。

2 前項の特別徴収義務者は、当該市町村の条例で定める納期限までにその徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他条例で定める事項を記載した納入申告書を市町村に提出し、及びその納入金を当該市町村に納入する義務を負う。

3 前項の規定によつて納入した納入金のうち入湯税の納税者が特別徴収義務者に支払わなかつた税金に相当する部分については、特別徴収義務者は、当該納税者に対して求償権を有する。

4 特別徴収義務者が前項の求償権に基いて訴を提起した場合においては、市町村の徴税吏員は、職務上の秘密に関する場合を除くほか、証拠の提供その他必要な援助を与えなければならない。

(徴税吏員の入湯税に関する調査に係る質問検査権)

第七百一条の五 市町村の徴税吏員は、入湯税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又は第一号の者の事業に関する帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第一号及び第二号において同じ。)その他の物件を検査し、若しくは当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求めることができる。

一 特別徴収義務者

二 納税義務者又は納税義務があると認められる者

三 前二号に掲げる者以外の者で当該入湯税の賦課徴収に関し直接関係があると認められるもの

2 前項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 市町村の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

4 入湯税に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、第七百一条の十八第六項の定めるところによる。

5 第一項又は第三項の規定による市町村の徴税吏員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(入湯税に係る検査拒否等に関する罪)

第七百一条の六 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下

の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 前条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
 - 二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しくは提出したとき。
 - 三 前条の規定による徴税吏員の質問に対し、答弁をしないとき、又は虚偽の答弁をしたとき。
- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(入湯税の脱税に関する罪)

第七百一条の七 第七百一条の四第二項の規定により徴収して納入すべき入湯税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつたときは、その違反行為をした者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の納入しなかつた金額が百万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、百万円を超える額でその納入しなかつた金額に相当する額以下の額とすることができる。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第一項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

4 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

(入湯税に係る更正及び決定)

第七百一条の九 市町村長は、第七百一条の四第二項の規定による納入申告書の提出があつた場合において、当該納入申告に係る課税標準額又は税額がその調査したところと異なるときは、これを更正することができる。

2 市町村長は、特別徴収義務者が前項の納入申告書を提出しなかつた場合においては、その調査によつて、納入申告すべき課税標準額及び税額を決定することができる。

3 市町村長は、前二項の規定によつて更正し、又は決定した課税標準額又は税額について、調査によつて、過大であることを発見した場合又は過少であり、かつ、過少であることが特別徴収義務者の詐偽その他不正の行為によるものであることを発見した場合に限り、これを更正することができる。

4 市町村長は、前三項の規定によつて更正し、又は決定した場合においては、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

(入湯税に係る不足金額及びその延滞金の徴収)

第七百一条の十 市町村の徴税吏員は、前条第一項から第三項までの規定による更正又は決定があつた場合において、不足金額(更正による納入金の不足額又は決定による納入金額をいう。以

下入湯税について同じ。)があるときは、同条第四項の通知をした日から一月を経過した日を納期限として、これを徴収しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足金額に第七百一条の四第二項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下入湯税について同じ。)の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。

3 市町村長は、特別徴収義務者が前条第一項又は第二項の規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

(納期限後に申告納入する入湯税に係る納入金の延滞金)

第七百一条の十一 入湯税の特別徴収義務者は、第七百一条の四第二項の納期限後にその納入金を納入する場合においては、当該納入金額に、同項の納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント(当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納入しなければならない。

2 市町村長は、特別徴収義務者が第七百一条の四第二項の納期限までに納入金を納入しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

(入湯税に係る納入金の過少申告加算金及び不申告加算金)

第七百一条の十二 納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合(納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書又は第八項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。)において、第七百一条の九第一項又は第三項の規定による更正があつたときは、市町村長は、当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由がないと認める場合には、当該更正による不足金額(以下この項において「対象不足金額」という。)に百分の十の割合を乗じて計算した金額(当該対象不足金額(当該更正前にその更正に係る入湯税について更正があつた場合には、その更正による不足金額の合計額(当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認められたときは、その更正による不足金額を控除した金額とし、当該入湯税について当該納入すべき金額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の変動があつたときは、これらにより減少した部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。)を加算した金額とする。)が納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該納入申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれか多い金額を超えるときは、その超える部分に相当する金額(当該対象不足金額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。)に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、市町村長は、当該各号に規定する納入申告、決定又は更正により納入すべき税額に百分の十五の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、納入申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

一 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第七百一条の九第二項の規定による決定があつた場合

二 納入申告書の提出期限後にその提出があつた後において第七百一条の九第一項又は第三項の規定による更正があつた場合

三 第七百一条の九第二項の規定による決定があつた後において同条第三項の規定による更正があつた場合

3 前項の規定に該当する場合(同項ただし書又は第八項の規定の適用がある場合を除く。次項及び第五項において同じ。)において、前項に規定する納入すべき税額(同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する更正前にされた当該入湯税に係る納入申告書の提出期限後の納入申告又は第七百一条の九第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納入すべき税額の合計額(当該納入すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。次項において「累積納入税額」という。)を加算した金額。次項において「加算後累積納入税額」という。)が五十万円を超えるときは、前項に規定する不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、その超える部分に相当する金額(同項に規定する納入すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納入すべき税額)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第二項の規定に該当する場合において、加算後累積納入税額(当該加算後累積納入税額の計算の基礎となつた事実のうち同項各号に規定する納入申告、決定又は更正前の税額の計算の基礎とされていなかつたことについて当該特別徴収義務者の責めに帰すべき事由がないと認められるものがあるときは、その事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額)が三百万円を超えるときは、同項に規定する不申告加算金額は、前二項の規定にかかわらず、加算後累積納入税額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額から累積納入税額を当該各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額を控除した金額とする。

一 五十万円以下の部分に相当する金額 百分の十五の割合

二 五十万円を超え三百万円以下の部分に相当する金額 百分の二十の割合

三 三百万円を超える部分に相当する金額 百分の三十の割合

5 第二項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項に規定する不申告加算金額は、前三項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第二項に規定する納入すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一 納入申告書の提出期限後のその提出(当該納入申告書に係る入湯税について市町村長の調

査による決定があるべきことを予知してされたものに限る。次号において同じ。)又は第七百一条の九第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、入湯税について、不申告加算金(次項の規定の適用があるものを除く。同号において同じ。)又は重加算金(次条第三項第一号において「不申告加算金等」という。)を徴収されたことがある場合

二 納入申告書の提出期限後のその提出又は第七百一条の九第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係る入湯税の特別徴収義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に特別徴収義務が成立した入湯税について、不申告加算金若しくは重加算金(次条第二項の規定の適用があるものに限る。)(以下この号及び次条第三項第二号において「特定不申告加算金等」という。)を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

6 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、その提出が当該納入申告書に係る入湯税について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該納入申告書に係る税額に係る第二項に規定する不申告加算金額は、同項から第四項までの規定にかかわらず、当該税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。

7 市町村長は、第一項の規定により徴収すべき過少申告加算金額又は第二項の規定により徴収すべき不申告加算金額を決定した場合には、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

8 第二項の規定は、第六項の規定に該当する納入申告書の提出があつた場合において、その提出が、納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当して行われたものであり、かつ、納入申告書の提出期限から一月を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。

(入湯税に係る納入金の重加算金)

第七百一条の十三 前条第一項の規定に該当する場合において、特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて納入申告書を提出したときは、市町村長は、政令で定めるところにより、同項に規定する過少申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足金額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

2 前条第二項の規定に該当する場合(同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。)において、特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて納入申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は納入申告書の提出期限後にその提出をしたときは、市町村長は、同項に規定する不申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき税額に百分の四十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

3 前二項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれか(第一項の規定に該当する場合にあつては、第一号)に該当するときは、前二項に規定する重加算金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第一項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基

礎となるべき更正による不足金額に、前項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき税額に、それぞれ百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一 前二項に規定する課税標準額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき納入申告書の提出期限後のその提出又は第七百一条の九第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、入湯税について、不申告加算金等を徴収されたことがある場合

二 納入申告書の提出期限後のその提出又は第七百一条の九第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係る入湯税の特別徴収義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に特別徴収義務が成立した入湯税について、特定不申告加算金等を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

4 市町村長は、前二項の規定に該当する場合において、納入申告書の提出について前条第六項に規定する理由があるときは、当該納入申告に係る税額を基礎として計算した重加算金額を徴収しない。

5 市町村長は、第一項又は第二項の規定により徴収すべき重加算金額を決定した場合には、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

初 版	平成29年11月7日
第2版	平成30年1月4日
第3版	平成30年2月5日
第4版	令和元年8月1日
第5版	令和2年1月23日
第6版	令和3年1月19日
第7版	令和4年2月16日
第8版	令和5年3月3日
第9版	令和6年3月15日